

農地法第4条・5条(市街化調整区域)の転用手続きについて

令和元年11月

許可申請書の受付は、毎月10日締め切り(休日等の場合は翌開庁日)です。

1 転用にあって

- ・転用したい農地が「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農用地かどうかを確認してください。農用地の場合、転用許可申請の前に農用地から除外する手続きが必要となります。詳しくは農業振興課にお問い合わせください。(電話048-588-9990)
- ・開発行為を伴う農地の転用については、あらかじめ開発審査課において開発行為の手続きを行い、転用許可申請書のうち1枚に開発審査課の受付印を受けた後に申請してください。
- ・分筆が必要な場合は、原則として分筆を行ってから手続きをしてください。
- ・国土法の手続きが必要な場合は、事前に都市計画課で手続きを済ませてください。
- ・農業者年金(経営移譲年金)の受給者は申し出てください。
- ・農用地利用権等の設定がある場合は、申請前に合意解約の手続きをしてください。

2 農地法第4条・5条の許可に係る添付書類等一覧

*農地法第4条許可申請書 (3枚) (市街化調整区域内の権利保有地を自己用に転用する場合)		*農地法第5条許可申請書 (4枚) (市街化調整区域内の農地を取得又は借り受けるにあたって、転用する場合)	
添付書類	2部	添付書類	2部
1. 申請者の住民票(譲渡人・譲受人) ・マイナンバーの記載があるものは不可 ・法人の場合は、履歴事項全部証明書 ・所有権移転の場合は、申請書に譲渡人の実印を押印し、印鑑証明書を添付(この場合、譲渡人の住民票は不要)		13. 駐車場・資材置場の設置に係る資料	
		14. 農業用施設の新設に係る資料	
		15. 既存施設の配置図・現況写真・敷地面積が分かる書類(敷地拡張・駐車場・資材置場等の場合)	
		16. 理由書(事業計画書)	
		17. 委任状(代理申請の場合)	
2. 土地全部事項証明書 (証明書の土地所有者住所が住民票と異なる場合、同一人であることが確認できる書類を添付)		18. その他必要とされる書類	
		他法令関係証明	
		始末書(無断転用の場合)	
3. 農家証明(農家住宅・農業用施設の場合)		資格を証する書類	
4. 農用地除外証明書(一時転用の場合適合証明)		無資産証明等(都市計画法第34条第11号区域内に自己用住宅建築する場合)	
5. 土地改良区の意見書			
6. 転用候補地の附近の図面(1/10,000ないし1/50,000程度 都市計画図可)		19. 駐車場の場合	
		利用者名簿・保有車両の車検証の写し	
7. 案内図(住宅地図等)		20. 一時転用の場合	
8. 公図の写し(隣接地の地目等を表示)		工事工程表・農地復元計画書	
9. 建物等の配置図(土地利用計画図)		21. 太陽光発電の場合 太陽光発電協会又は経済産業省の認定通知書の写し 電力会社の電力受給契約申込書の写し等 モジュール・パワコン・フェンスの仕様書 (法人の場合、履歴事項全部証明書に発電事業を明記)	
10. 建物の平面図及び立面図			
11. 資金調達計画書・見積書(写しの場合要原本提示) 預金残高証明書、融資証明書等			
12. 譲受人が法人の場合 定款・決算報告書・議事録等			

* 添付書類は2部(正本1部、副本1部・・・コピー可)

* 添付書類で発行日の記載があるものは申請日から原則3か月以内のものを添付してください。

* 転用後は、地目変更登記を忘れずに行ってください。

* 許可書は、再発行いたしませんので大切に保管してください。

●お問い合わせ 熊谷市農業委員会事務局(妻沼庁舎) 電話048-588-9985